

清瀬市定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

（定額減税しきれないと見込まれた方等への追加の給付金）

調整給付金（不足額給付）とは？

調整給付の（不足額給付）とは、以下の事情により、**当初調整給付^{（注）}の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行う**ものです。

- I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分**推計**所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

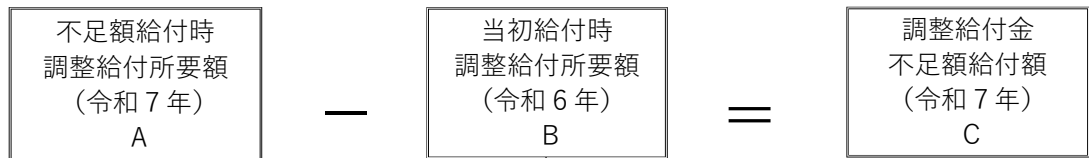
- II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年度、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、令和6年1月1日にお住まいだった自治体より調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

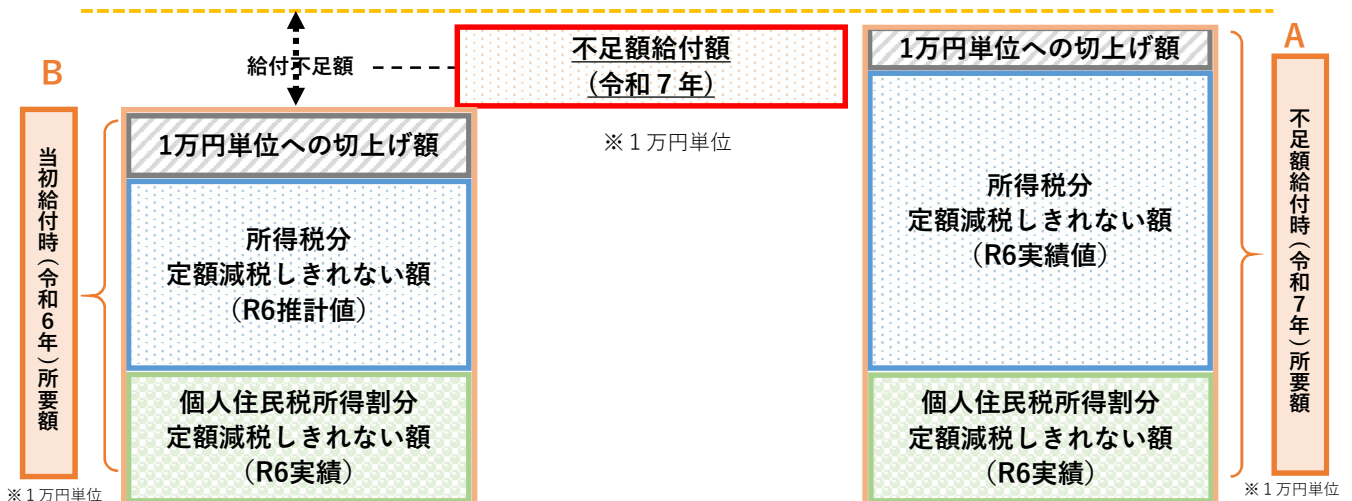
イメージ



「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合には、余剰額の返還は求めません ※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

給付金の支給手続き

提出が必要です

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

- 対象者には、清瀬市から給付内容や確認事項が書かれた確認書等を発送します。
 - 確認書が届いた方は、確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、清瀬市に **返信してください**。
- ※ただし、令和6年1月2日以降当市に転入し、令和7年1月1日時点で清瀬市に住民登録のある方で、不足額給付の対象と思われる方は、**申請が必要**です。
- 8月1日以降、必要資料（申請書に記載）を添えて、清瀬市にご提出ください。※審査には、お日にちを要します。
- ※申請書の入手方法は、市ホームページからダウンロードするか下記コールセンターに依頼をしてください。
- なお、当市で当初調整給付の受給情報等が確認できた場合は、8月中旬以降に確認書を発送いたします。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
 - ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
 - ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。※審査には、お日にちを要します。お早めにご申請ください。
- 8月1日以降、必要資料（申請書に記載）を添えて、清瀬市にご提出ください。
- ※申請書の入手方法は、市ホームページからダウンロードするか下記コールセンターに依頼をしてください。

提出期限：令和7年10月31日（必着）

確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に返信ください。審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※清瀬市が確認書を受理し**審査完了した日から原則30日後**が目安です。



その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（不足額給付）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

清瀬市給付金コールセンター  **0120-003-691** 受付時間 9時～17時（土日祝を除く）

東京都清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市役所1階
コールセンターからの着信電話は042-497-1266が表示されます。

※金額等についてお問い合わせの際は、お手元にご自身の市・都民税納税通知書または特別徴収税額決定通知書をご用意いただくことをお勧めします。（折返し対応となるため、回答までにお時間をいただきます）